

とちぎ

男女共同 参画プラン

概要版

四期計画

計画期間:平成28年度～平成32年度

男女共同参画社会の実現
～男女が共に輝く“とちぎ”づくり～



平成28年 3月
栃木県

1 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会は、私たちが目指すべき社会です。また、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化などの様々な課題に対応するうえでも男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

このため県では、「男女共同参画社会基本法」（平成11年6月制定）に基づく都道府県計画である「**とちぎ男女共同参画プラン**」（以下「計画」という。）を平成13年3月に策定し、二期計画を平成18年3月に、三期計画を平成23年3月にそれぞれ策定し、男女共同参画社会の実現のための諸施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、仕事と生活の調和しやすい職場環境の整備や政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進み、男女共同参画についての県民の理解や取組も広がりつつあるものの、根強い固定的性別役割分担意識を背景に、男女共同参画社会の実現は、未だ課題が多い状況にあります。

このようなことから、「**栃木県男女共同参画推進条例**」（以下「条例」という。）の基本理念にのっとり、本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するため、施策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示す「**とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕**」を策定するものです。

【条例基本理念】

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| ① 男女の人権の尊重 | ② 固定的な性別役割分担意識の解消 |
| ③ 政策等の立案及び決定への共同参画 | ④ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 |
| ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保 | ⑥ 國際社会の動向を踏まえた取組 |

2 計画の性格と役割

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第1項に基づく、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) 国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえつつ、栃木県重点戦略「**とちぎ元気発信プラン**」に掲げる将来像の実現に向けて、本県の男女共同参画行政施策の基本方向と具体的な施策を明らかにするものです。
- (3) 県はもとより、市町をはじめ、県民、事業者、関係団体等が相互に連携しながら、それぞれの立場で、自ら考え、行動するために共有する指針となる計画です。

3 他の計画との関係

本計画は、「**栃木県版『まち・ひと・しごと創生総合戦略』**」と**とちぎ創生15戦略**、「**栃木県女性の職業生活における活躍の推進に関する計画**」、「**とちぎ子ども・子育て支援プラン**」、「**第四期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン**」等と調和のとれたものとします。

4 計画の期間等

平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とします。

この計画の実施状況は、毎年、条例第7条に基づく報告書を作成し、公表します。

2 計画策定の背景～社会情勢と女性を取り巻く状況等～

1 社会全体における状況の変化

少子高齢化の急速な進展により、本県の総人口は平成17年をピークに緩やかな減少が続いており、年少人口比率や生産年齢人口比率が減少する一方、65歳以上の人口比率は増加してきています。

2 女性を取り巻く状況

平成24年の本県の有業者に占める女性の割合は、有業者全体の41.7%を占めていますが、女性の管理的職業従事者は13.3%にとどまっています。

3 仕事と生活を取り巻く状況

平成26年度における県内企業の男性の育児休業制度利用状況は、女性の95.5%に対し、0.8%と男女間で大きな差があり、全国と比較しても低水準にあります。

4 女性に対する暴力や貧困等の状況

平成26年度に本県の配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDV相談件数は2,075件で、年々増加しており、警察における配偶者からの暴力事案等認知件数は904件とこれまで最多となっています。

3 計画の基本的な考え方

1 基本目標

家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、次の3つの基本目標を立てて、

【男女共同参画社会の実現～男女が共に輝く“とちぎ”づくり～】に取り組みます。

基本目標Ⅰ

●男女共同参画推進の環境づくり

男女が性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を果たしていく「男女共同参画社会」を実現するため、男女共同参画の理解促進、ワーク・ライフ・バランスの推進、教育・学習の充実に取り組みます。

基本目標Ⅱ

●あらゆる分野における男女共同参画の促進

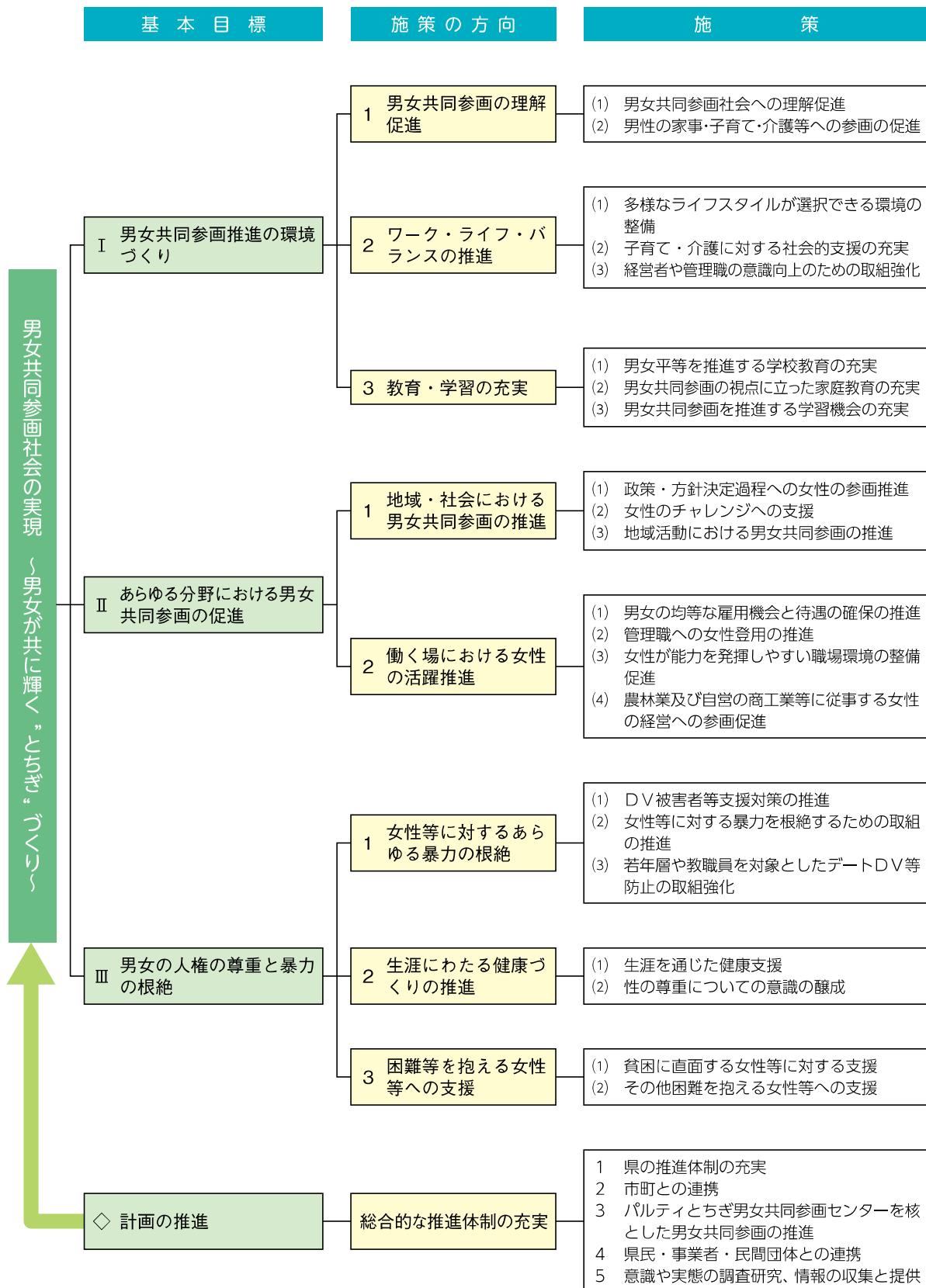
男性にとっても、女性にとっても、暮らしやすい社会を実現するため、地域・社会や職場における男女共同参画の推進と、女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備に取り組むとともに、女性のチャレンジを応援します。

基本目標Ⅲ

●男女の人权の尊重と暴力の根絶

男性も女性も性別により差別されることなく、個人としての人权が尊重されるよう、「男女共同参画社会」の形成を阻害する女性等に対するあらゆる暴力の根絶や、生涯を通じた健康支援、困難等を抱える女性等への支援に取り組みます。

2 計画の体系



4 施策の展開

基本目標I 男女共同参画推進の環境づくり

施策の方向1 男女共同参画の理解促進

固定的な性別役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制など働き方の見直しを図るとともに、男性の家事、子育て、介護等への参画を促進します。

(1) 男女共同参画社会への理解促進

- ▶ 「男女共同参画週間」等を活用した多様な媒体による啓発活動や講座の開催等による学習機会の充実

(2) 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進

- ▶ 長時間労働の抑制・育児休業取得等についての意識啓発や家事・子育て・介護等に関する男性向け講座・イベントの開催等、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組の実施

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

多様なライフステージに応じた働き方の選択や子育て・介護等を社会全体で支える環境を整備します。

(1) 多様なライフスタイルが選択できる環境の整備

- ▶ 仕事と家庭の両立支援を進めるための講座・イベントの開催や「家庭の日」を通じた意識啓発の実施

(2) 子育て・介護に対する社会的支援の充実

- ▶ 多様な働き方に対応する教育・保育サービスの充実と介護を社会全体で支える環境づくりの推進

(3) 経営者や管理職の意識向上のための取組強化

- ▶ 「仕事と家庭の両立支援」や「女性の活躍推進」に取り組む企業を認定・表彰するなど、企業の取組を加速するインセンティブ付与の取組や経営者や管理者等を対象とした意識啓発の実施

施策の方向3 教育・学習の充実

男女共同参画の視点に立った学校教育や家庭教育、学習機会の充実を図ります。

(1) 男女平等を推進する学校教育の充実

- ▶ 児童や生徒が男女の固定的イメージや性別役割分担意識を持つことがないよう、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などについての教育の実施等

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実

- ▶ 家庭教育支援活動を自主的に行う専門的知識等を持った指導者の養成による地域教育力の強化

(3) 男女共同参画を推進する学習機会の充実

- ▶ とちぎ男女共同参画センターによる各種講座や学校等への出張セミナー等、男女共同参画や仕事、結婚・子育て等について考える学習機会の充実

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向1 地域・社会における男女共同参画の推進

社会の多様性と活力を高めるため、あらゆる分野における女性の参画を進めるとともに、防災対策等においても男女共同参画の視点を取り入れていきます。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

- ▶ 県行政の幅広い分野等で女性職員が活躍できるよう、研修の開催等によりキャリア形成を支援
- ▶ 審議会等への女性委員の登用拡大や、女性を対象としたリーダー養成研修等の充実

(2) 女性のチャレンジへの支援

- ▶ 子育てや介護等により離職した女性の再就職や起業を支援する相談・講座等の実施
- ▶ 家事や子育てなどの経験を活かし、地域活動などを希望する女性のための各種情報提供や講座の実施

(3) 地域活動における男女共同参画の推進

- ▶ 自治会等地域活動における男女の参画や代表者・役員への女性の就任を促進するための啓発事業の実施
- ▶ 防災分野における女性の参画の拡大や、男女共同参画の視点に立った避難所運営等の体制整備の促進

施策の方向2 働く場における女性の活躍推進

男女の均等な雇用機会と待遇の確保、女性が能力を発揮しやすい職場環境を整備し、女性の活躍を推進します。

(1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進

- ▶ 男女雇用機会均等法の趣旨や男女の均等な待遇確保等についての理解と定着の促進
- ▶ 労働相談の実施や労使双方への助言による継続就労のための職場環境づくりの促進

(2) 管理職への女性登用の推進

- ▶ 管理職への女性登用や女性のキャリア育成に取り組む企業への支援
- ▶ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に取り組む中小企業への支援

(3) 女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備促進

- ▶ 男性も女性も働きやすい職場環境づくりに、官民協働で取り組む体制の整備
- ▶ 職場における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の解消に向けた啓発の実施

(4) 農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進

- ▶ 女性農業者が農業・農村におけるあらゆる分野で活躍できるための環境整備の推進
- ▶ 農林業、自営商工業等における女性の経営参画や活動しやすい環境づくりの促進

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は重大な人権侵害であり、特に女性に対する暴力は男女共同参画社会を実現する上で深刻な阻害要因となっていることから、その根絶を図るとともに、被害者支援の対策を推進します。

(1) DV被害者等支援対策の推進

- ▶ 県の配偶者暴力相談支援センターやとちぎ性暴力被害者サポートセンター（愛称：とちエール）を中心としたDV被害者や性暴力被害者等支援のための各種取組の実施
- ▶ DV被害者等が孤立せずに安心して生活できるよう、関係機関等と連携した各種情報提供や支援の実施

(2) 女性等に対する暴力を根絶するための取組の推進

- ▶ 暝力を容認しない意識の啓発や、インターネットや有害図書類等における性暴力を助長する環境の排除に向けた取組の実施

(3) 若年層や教職員を対象としたデートDV等防止の取組強化

- ▶ 若年層間で起きる暴力を予防する啓発の強化

施策の方向2 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯を通じた健康を支援するとともに、男女が性差を十分理解し合い、お互いの人権と性を尊重する意識の醸成を図ります。

(1) 生涯を通じた健康支援

- ▶ 性差に応じた健康保持等のための正しい知識の普及啓発や、妊娠・出産等に関する健康支援

(2) 性の尊重についての意識の醸成

- ▶ 児童生徒の発達段階に応じた、生命の大切さを理解し互いの性を尊重する教育等の実施

施策の方向3 困難等を抱える女性等への支援

貧困等により困難な状況に置かれている女性等に対する支援を行います。

(1) 貧困に直面する女性等に対する支援

- ▶ 貧困により生活上の困難を抱える女性等のそれぞれの状況に応じた支援の実施
- ▶ 家庭の経済状況等により学力や進学意欲に差が生じないよう、学校等と連携した学習及び経済支援の実施

(2) その他困難を抱える女性等への支援

- ▶ 困難を有する障害者・若者等に対する相談体制の充実や社会参加・就労等支援

目標設定指標一覧

目標設定指標		単位	基準値	H32目標値
1	男女共同参画計画を策定している市町の割合	%	84.0 (H27)	100.0 (H32)
2	男性の育児休業取得率	%	0.8 (H26)	8.0 (H32)
3	男女生き活き企業（仮称）認定企業数	企業数	-	100 (H32)
4	県の審議会等委員に占める女性の割合	%	30.8 (H27)	40.0 (H33)
5	市町の審議会等委員に占める女性の割合	%	27.4 (H27)	35.0 (H33)
6	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定中小企業数	企業数	-	60 (H32)
7	とちぎ女性活躍応援団（仮称）の登録企業等数	企業数	-	1,000 (H32)
8	DV防止計画を策定している市町の割合	%	36.0 (H27)	60.0 (H32)
9	①子宮頸がん検診受診率（20歳から69歳） ②乳がん検診受診率（全方式）（40歳から69歳）	%	①43.3 (H25) ②49.3 (H25)	①②60.0以上 (H31)

計画の推進 総合的な推進体制の充実

社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進していくため、県、市町、県民、事業者、民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、オール栃木体制で、互いに連携・協力しながら取組を展開していきます。

1 県の推進体制の充実

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、「男女共同参画推進本部」を中心として、府内関係部局が緊密な連携を図るとともに、県のあらゆる施策に男女共同参画の視点が反映できるよう努めます。

2 市町との連携

県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、市町と協働するとともに、情報提供などの支援を行います。

3 パルティとちぎ男女共同参画センターを核とした男女共同参画の推進

男女共同参画推進の多様な活動の拠点施設として、パルティとちぎ男女共同参画センターの機能を充実します。

4 県民・事業者・民間団体との連携

県民、事業者、民間団体の主体的な取組を支援するとともに、それぞれの主体と連携・協働しながら、あらゆる分野における男女共同参画の実現を促進します。

5 意識や実態の調査研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する調査を定期的に実施するとともに、統計資料を収集し、県民等に情報提供します。

●とちぎ男女共同参画プラン〔四期計画〕のお問い合わせは

栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課

〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20

電話 028-623-3074

FAX 028-623-3150

E-mail seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp

EVERY
GOOD
LOCAL
とちぎ
R200
古紙配合率80%再生紙を使用しています